資料 4

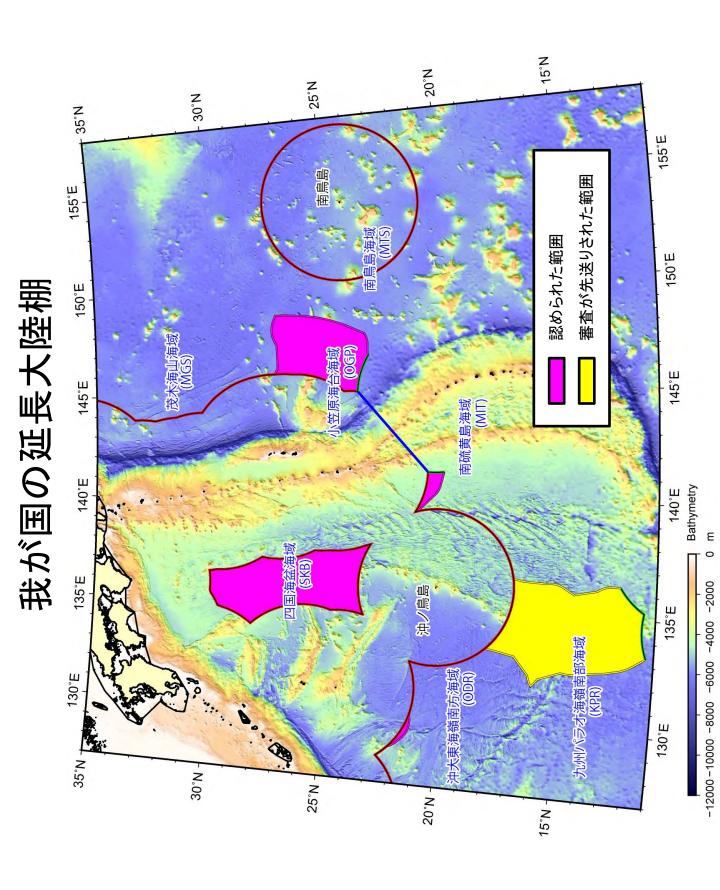
我が国大陸棚延長に関する大陸棚限界委員会の勧告について

我が国が平成20年11月12日に大陸棚限界委員会(CLCS)に申請した大陸棚延長について、同委員会は、本年4月20日(ニューヨーク時間19日)、第29会期会合で勧告(付図参照)を採択し、4月27日(ニューヨーク時間26日)に我が国はこれを受領しました。

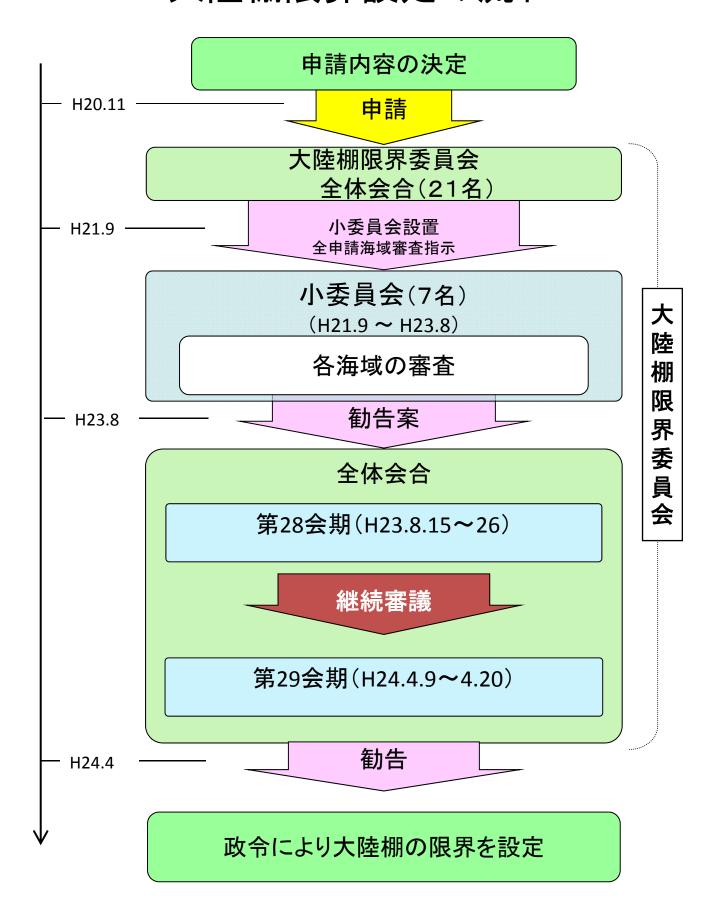
この中で、中国及び韓国が審査を行わないことを求めていた(我が国はその都度反論)沖ノ鳥島関連海域のうち、四国海盆海域については、ほとんどが認められ、沖ノ鳥島を基点とする延長が認められました。九州・パラオ海嶺南部海域については、勧告が行われず、先送りとなりました。

(注)

- (1) 平成21年のCLCS第24会期会合で、沖ノ鳥島関連海域については、「CLCSは、別途の決定を行うまで行動をとらない」旨決定していたことを踏まえ議論が行われた結果、CLCSは、九州・パラオ海嶺南部海域の勧告案について「行動をとらない」ことを決定し、今回は、勧告が出されないこととなった。
- (2) 勧告には「CLCSは(中、韓、日本の)口上書に言及された事項が解決される ときまで本海域に関する勧告を出すための行動を取る状況に無いと考える」と記載 された。



大陸棚限界設定の流れ



資料5

総合海洋政策本部幹事会について(案)

平成19年7月31日 総合海洋政策本部決定 平成20年3月18日 一部改正 平成23年10月19日 構成員追加 平成24年5月25日 一部改正

- 1.総合海洋政策本部令(平成19年政令第202号)第3条の規定に基づき、関係 行政機関相互の緊密な連絡の下、総合海洋政策本部における海洋基本計画の案 の作成、同基本計画に基づく施策の実施の推進並びに、海洋施策の推進に関す る施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に資することを目的とし て、総合海洋政策本部幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。
- 2. 幹事会の構成員は、次のとおりとする。ただし、幹事会の議長は、必要があ ると認めるときは、構成員を追加することができる。

議長

内閣官房副長官(事務)

副議長

内閣官房副長官補 (内政)

内閣官房副長官補(外政)

構成員

内閣官房内閣審議官(総合海洋政策本部事務局長)

内閣官房内閣審議官 内閣府大臣官房長

警察庁警備局長

金融庁総務企画局総括審議官

総務省大臣官房総括審議官

法務省大臣官房長

外務省国際法局長

財務省大臣官房審議官

文部科学省研究開発局長

厚生労働省技術総括審議官

農林水産省水産庁長官

経済産業省資源エネルギー庁長官

国土交通省総合政策局長

国土交通省海上保安庁長官

環境省水·大気環境局長

防衛省防衛政策局長

- 3. 議長は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。
- 4. 幹事会の庶務は、内閣官房において処理する。
- 5.前各項に掲げるもののほか、幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、 議長が定める。
- 6.「海洋開発関係省庁連絡会議(昭和55年6月17日内閣官房長官決裁)」及び 「大陸棚調査・海洋資源等に関する関係省庁連絡会議(平成16年8月4日内閣 官房長官決裁)」が廃止されたことにともない、これらの連絡会議において決 定した事項については、幹事会に引き継がれたものとみなす。